

国官技第187号
平成30年1月4日

中部地方整備局長 殿

大臣官房技術審議官

地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について

地方整備局の所掌する委託業務等の成績評定に必要な事項について、標記要領を別紙のとおり改正したので、遺憾のないよう実施されたく通知する。

(別紙)

委託業務等成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、地方整備局の所掌する委託業務等の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 この要領において評定の対象となる委託業務等（以下「委託業務等」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。なお、以下の共通仕様書および基準において一部修正等があった場合には最新版によるものとする。

- 一 地質・土質調査共通仕様書（平成20年3月28日国官技第313号）（以下「地質共通仕様書」という。）に定める地質調査業務、及び別に定める基準に従い定められる単純調査業務（以下「単純調査業務」という。）
- 二 測量業務共通仕様書（平成20年3月28日国官技第312号）（以下「測量共通仕様書」という。）に定める測量業務
- 三 設計業務等共通仕様書（平成20年8月29日国官技第106号）及び電気通信施設設計業務共通仕様書（平成20年8月27日国技電第15号）（以下「設計共通仕様書」という。）に定める調査業務及び計画業務
- 四 設計共通仕様書に定める設計業務
- 五 発注者支援業務共通仕様書（平成20年3月24日国官技第299号）に定める発注者支援業務
- 六 その他別に定める基準に従い定められる公物管理補助業務及び行政事務補助業務

- 2 評定は、原則として1件の契約金額が100万円を超える委託業務等について行うものとする。

(評定者)

第3 委託業務等の評定者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる完了検査官、総括監督（調査）員及び主任監督（調査）員をいう。

2 完了検査官とは次の各号に掲げるものをいう。

- 一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した委託業務等にあつては、当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「技術検査適任者」という。）のうちから、その都度、地方整備局長（以下「局長」という。）が命ずるもの。

- 二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官（以下「分任官」という。）が契約した委託業務等にあつては、当該委託業務等を所掌する地方整備局の事務所の長若しくは地方整備局の出張所の長（以下「事務所長等」という。）等が技術検査適任者のうちから、その都度、命ずるもの。

3 総括監督（調査）員、主任監督（調査）員とは次の各号に掲げるものをいう。

- 一 地質共通仕様書第101条に定める委託業務等にあつては、地質共通仕様書第102条に定める総括監督員及び主任監督員（以下「総括監督員等」という。）をいう。

- 二 測量共通仕様書第101条に定める測量作業にあつては、測量共通仕様書第102条に定める総括監督員及び主任監督員（以下「総括監督員等」という。）をいう。

- 三 設計共通仕様書第1204条、第1205条及び第1206条に定める委託業務等にあつては、設計共通仕様書第1102条に定める総括調査員及び主任調査員（以下「総括調査員等」という。）をいう。

- 四 発注者支援業務共通仕様書第1001条に定める発注者支援業務にあつては、発注者支援業務共通仕様書第1002条に定める総括調査員及び主任調査員（以

下「総括調査員等」という。)をいう。

五 公物管理補助業務及び行政事務補助業務にあつては、各契約図書に規定された総括監督(調査)員、主任監督(調査)員をいう。

(評定の方法)

第4 評定は、委託業務等ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、第2一から四に規定する業務にあつては別記様式第1一①、第2五、六に規定する業務にあつては別記様式第1一②の委託業務等成績評定表(以下「評定表」という。)に記録するものとする。

(評定の時期)

第5 完了検査官である委託業務等の評定者は完了検査を実施したとき、総括監督員等又は総括調査員等である委託業務等の評定者は委託業務等が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出等)

第6 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、評定表を支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官の契約した委託業務等については局長に、分任官の契約した委託業務等については、当該委託業務等を担当する事務所長(以下「事務所長」という。)に提出するものとする。

2 事務所長は、分任官の契約した委託業務等について、速やかに局長に報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第7 局長(分任官の契約した委託業務等については事務所長)は、評定者から評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該委託業務等の受注者に対して、評

定の結果を、別記様式第2により通知するものとする。

なお、別記様式第2に記載のある別表について、第2一から四に規定する業務にあつては別表①、第2五、六に規定する業務にあつては別表②の項目別評点表に記録するものとする。

(評定の修正)

第8 局長（分任官の契約した委託業務等については事務所長）は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 局長（分任官の契約した委託業務等については事務所長）は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該委託業務等の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9 第7又は第8による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、局長（分任官の契約した委託業務等については事務所長）に対して評定点の内容について説明を求めることができる。

2 前項の書面の提出先は、地方整備局技術調整管理官又は工事品質調整官（分任官の契約した委託業務等については、当該委託業務等を担当する事務所の技官である副所長）とする。

3 局長（分任官の契約した委託業務等については事務所長）は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第3により回答するものとする。

4 局長（分任官の契約した委託業務等については事務所長）は、前項の回答をする場合、委託業務等成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

5 前項の委託業務等成績評定評価委員会は、「請負工事成績評定要領の運用について」（平成13年3月30日付け国官技第93号。以下、「工事成績評定要

領」という。)に基づき設置された工事成績評定評価委員会と兼ねることができるものとする。

- 6 局長（分任官の契約した委託業務等については事務所長）は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

（再説明請求等）

第 10 第 9 の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に、書面により、局長に対して、再説明を求めることができる。

- 2 前項の書面の提出先は、地方整備局技術調整管理官又は工事品質調整官とする。

- 3 局長は、第 9 の説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、別記様式第 4 により回答するものとする。

- 4 局長は、前項の回答をする場合、地方整備局委託業務等成績評定審査委員会の審議を経てから回答するものとする。

- 5 前項の地方整備局委託業務等成績評定審査委員会は、工事成績評定要領に基づき設置された地方整備局工事成績評定審査委員会と兼ねることができるものとする。

- 6 局長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

（附 則）

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に完了する委託業務等について適用する。

別記様式第1-①

委託業務等成績評定表		平成 年 月 日		
		事務所名: _____		
委託業務等名				
契約金額	当初:¥	最終:¥		
履行期間	当初:平成 年 月 日～平成 年 月 日 最終:平成 年 月 日～平成 年 月 日			
完了年月日	平成 年 月 日			
完了検査年月日	平成 年 月 日			
契約相手方住所氏名				
管理技術者氏名				
照査技術者氏名				
現場代理人氏名				
主任技術者氏名				
担当技術者氏名①		⑤		
担当技術者氏名②		⑥		
担当技術者氏名③		⑦		
担当技術者氏名④		⑧		
総括監督(調査)員所属・氏名		印	点(注1)	
主任監督(調査)員所属・氏名		印	点(注1)	
完了検査官所属・氏名		印	点(注1)	
考査項目	業務評定 (注1)	技術者評定		
		管理技術者 主任技術者 (注2)	担当技術者	照査技術者
プロセス 評価	実施能力の 評価	実施体制と 執行計画		
	実施状況の 評価	執行管理		
		品質管理		
		業務特性		
		創意工夫		
	説明調整能 力の評価	説明調整能力		
取組姿勢	責任感・積極性・ 倫理観			
結果の評価	成果物の品質			
①小計(注3)				
②事故等による減点				
③瑕疵修補又は損害賠償による減点				
④その他()				
総合評定点=①+②+③+④				

注)1. 各評価項目の評定点は、小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。

3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

別記様式第1-②

委託業務等成績評定表		平成 年 月 日				
		事務所名 _____				
委託業務等名						
契約金額	当初：¥ , , -	最終：¥ , , -				
履行期間	当初：平成 年 月 日～平成 年 月 日	最終：平成 年 月 日～平成 年 月 日				
完了年月日	平成 年 月 日					
完了検査年月日	平成 年 月 日					
契約相手方 住所氏名						
管理技術者氏名	(注1)					
担当技術者氏名	(注1)					
総括監督(調査)員 所属・氏名				印		
主任監督(調査)員 所属・氏名				印		
完了検査官 所属・氏名				印		
評価項目		主任監督員等 評定点	総括監督員等 評定点	完了検査官 評定点	業務評定 管理技術者評定 (注2)	担当技術者 評定 (注2)
専門技術力	目的と内容の理解		-	-	/	/
	的確な履行		-	-	/	/
	業務目的の達成度		-	-	/	/
管理技術力	業務実施体制の的確性		-	-	/	-
	打ち合わせの理解度		-	-	/	-
	指揮系統の迅速性、確実性		-	-	/	-
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点		-	-	/	/
①小計(注3)			-	-	/	/
②業務執行に係る過失に伴う減点		-	-	-		
③事故等による減点		-	-	-		
④瑕疵修補又は損害賠償による減点		-	-	-		
⑤その他 ()		-	-	-		
総合評定点=①+②+③+④+⑤		-	-	-		

- 注) 1. 管理技術者及び担当技術者が複数名配置されている場合は、全て記載する。
 2. 各評価項目の「業務評定」「管理技術者評定」「担当技術者評定」は、小数第二位を四捨五入して表示している。
 3. ①小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

別表①

項目別評定点

業務名：

考 査 項 目	細 別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (注1・2) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	点/点	点/点	点/点	点/点
	実施状況の評価	執行管理	点/点	点/点	点/点	点/点
		品質管理	点/点	点/点	点/点	点/点
		業務特性	点/点	点/点	点/点	点/点
		創意工夫	点/点	点/点	点/点	点/点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	点/点	点/点	点/点	点/点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	点/点	点/点	点/点	点/点
結果の評価	成果物の品質	点/点	点/点	点/点	点/点	
評定点の小計(注3)		点/点	点/点	点/点	点/点	
事故等による減点		点	点	点	点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	点	点	点	
その他()		点	点	点	点	
総合評定点(注3)		点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点	点 / 100点	

- 注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
 2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
 3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

別表②

項目別評定点

業務名：

		業務評定・管理技術者	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点 / 点	点 / 点
	的確な履行	点 / 点	点 / 点
	業務目的の達成度	点 / 点	点 / 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点 / 点	—
	打ち合わせの理解度	点 / 点	—
	指揮系統の迅速性、確実性	点 / 点	—
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	点 / 点	点 / 点
評定点の小計 (注)		点 / 100 点	点 / 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点		点	
事故等による減点		点	
瑕疵修補又は損害賠償による減点		点	
その他 ()		点	
総合評価点		点 / 100点	点 / 100点

注) 評定点の小計は、小数第一位を四捨五入し整数とする。

別記様式第3

国〇整〇〇第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

国土交通省〇〇地方整備局長

〇〇 〇〇 印

又は 国土交通省〇〇地方整備局

〇〇事務所長

〇〇 〇〇 印

委託業務等成績評定に係る説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、当職（注：事務所長からの場合は、「〇〇地方整備局長」と記載する）に対してその疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、再説明を求められます。

なお、再説明は〇〇地方整備局に設けられた委託業務等成績評定審査委員会の審議を経た上で行います。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

また、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 委託業務等名 〇〇業務

2. 疑問に対する回答

3. 送付先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

国土交通省〇〇地方整備局 技術調整管理官又は工事品質調整官宛

TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

4. 手続き等の問い合わせ先

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

国土交通省〇〇地方整備局 企画部 技術管理課 〇〇係

TEL〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇〇

別記様式第4

国〇整〇〇第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

国土交通省〇〇地方整備局長
〇〇 〇〇 印

委託業務等成績評定に係る再説明書（回答）

平成 年 月 日付けで貴社から再説明を求められた評定内容について、
下記のとおり回答します。

記

1. 委託業務等名 〇〇業務
2. 疑問に対する回答